

香川県条例第36号

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第135条第1項</u>の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法<u>第134条第2項</u>に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法<u>第140条第1号</u>の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第2号の規定により同機構が行う同法<u>第134条第2項第1号</u>の指導若しくは助言に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(回収納付金を受け取る権利の放棄)</p> <p>第3条 知事は、保証協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、当該求償権の放棄等が地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）<u>第128条第1項</u>の中小企業再生支援協議会の同条第5項の規定による決定又は助言に従い同法<u>第127条第2項</u>に規定する認定支援機関が行う同項第1号の指導又は助言に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法<u>第133条第1号</u>の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援又は同条第2号の規定により同機構が行う同法<u>第127条第2項第1号</u>の指導若しくは助言に基づき策定された再生に関する計画</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。